

笠間市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画策定の目的（本編P1）

笠間市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として策定します。

2 計画の位置付け（本編P2）

本計画は、環境省「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「茨城県廃棄物処理計画」、「笠間市地域防災計画」、「笠間市一般廃棄物処理基本計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。

3 本計画における被害想定（本編P3）

区分	被害想定	地震(水害)の規模	最大避難者数	建物被害棟数
地震	太平洋プレート内の地震（北部）※	M7.5 最大震度 6弱	3,000人	350棟
水害	昭和61年 台風10号	総雨量 280mm (2日間)	不明	床上浸水 214棟 床下浸水 217棟
水害	平成21年 短期間集中豪雨	総雨量 99.5mm	不明	床上浸水 3棟 床下浸水 77棟
水害	平成26年 台風18号	総雨量 269mm (2日間)	22人	床上浸水 9棟 床下浸水 19棟

※出典：茨城県地震被害想定調査詳細報告書（平成30年12月）

<参考>

区分	被害	地震(水害)の規模	最大避難者数	建物被害棟数
地震	平成23年 東日本大震災	M9.0 最大震度 6強	約2,000人	全壊 17棟 半壊 141棟

※笠間市防災のしおりの笠間市ハザードマップは、概ね1000年に1回程度起こる大雨で酒沼川流域全体に2日雨量764mmの降雨があり、酒沼川が氾濫した場合に想定される浸水状況です。

4 対象とする災害廃棄物（本編P4）

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震や風水害などの災害によって発生する廃棄物です。（被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を含む。）

5 災害廃棄物処理の基本方針（本編P6）

基本方針	内 容
適正・迅速な処理	復旧・復興の妨げにならないよう適正かつ迅速に処理します。
分別・再生利用	仮置場での分別を徹底し可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。
目標期間内での処理	被災状況に応じて目標期間を設定しますが、できるだけ早い処理を進めます。
合理的・経済的な処理	合理的な処理方法により経済的な処理に努めます。

6 本市の行動 (本編 P 8 ~ 10)

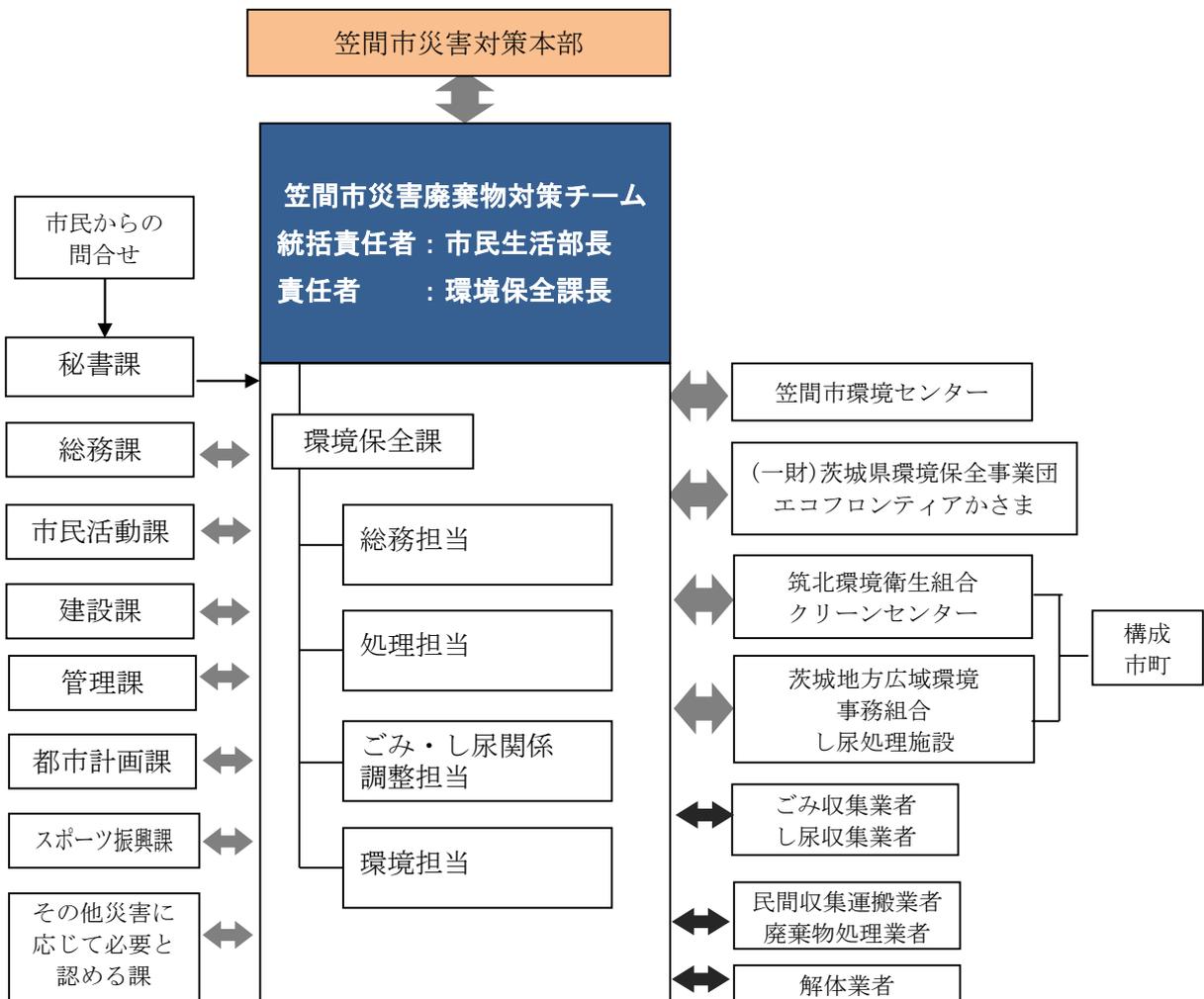
発災直後は、市民等の安否確認、人命救助を優先して対応すると同時に、災害廃棄物処理に関連する施設の被害状況の把握、災害廃棄物処理に必要な体制の構築等に対応します。

時期 (目安)	内 容
初動期 (発災後～3日間程度)	体制構築, 被害状況把握, 仮置場設置・管理, 市民への広報 等
応急対応前半 (～3週間程度)	処理先等の検討, 処理等の進捗管理, 災害廃棄物発生量推計 等
応急対応後半 (～3ヵ月程度)	処理等の進捗管理, 仮置場の適正管理の継続 等
復旧復興期 (～3年程度)	処理等の進捗管理, 仮置場の原状回復・返還 等

7 災害廃棄物処理のための体制等 (本編 P 12 ~ 15)

災害時は、本計画または地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。

<災害廃棄物対策チーム組織体制>



8 市民への啓発・広報 (本編 P 17 ~ 18)

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民の協力が必要であり、災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するため、効果的な手法で迅速に情報を周知します。

9 災害廃棄物（生活・避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計（本編P19～20）

仮置場の必要面積の推計や、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の構築のため、被害想定に基づき災害廃棄物発生量を推計します。

<災害廃棄物種類別の発生量>

（単位：トン）

被害想定	木くず	コンクリートがら	金属くず	可燃物	不燃物	合計
太平洋プレート内の地震（北部）	250	4,930	270	670	2,580	8,700

※出典：茨城県地震被害想定調査詳細報告書（平成30年12月）

10 仮置場（本編P24～28）

仮置場候補地は平常時に公共用地（グラウンド等）を優先に選定します。仮置場は、仮置場候補地や周辺道路の被災状況、管轄部署と使用期間や条件の確認等を行い、災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて必要な数を設置します。

仮置場には職員等を配置し、車両誘導、災害廃棄物の荷下し補助、分別等の作業を行い、仮置場を適正に管理します。また、災害廃棄物の搬出後は、返還に係る条件に従い原状復旧して返還します。

<仮置場候補地>

設置場所	面積（㎡）	備考
笠間市総合公園 多目的広場	約 55,000 ㎡	
高田運動公園	約 13,000 ㎡	
柿橋グラウンド	約 24,400 ㎡	
北山グラウンド	約 21,000 ㎡	
岩間運動広場（公民館グラウンド）	約 16,500 ㎡	
岩間体験学習館「分校」グラウンド	約 3,500 ㎡	

<仮置場の必要面積（推計）>

想定する災害	太平洋プレート内の地震（北部） （発生量約 8,700 トン）	水害
仮置場面積	約 1.0 ha	太平洋プレート内の地震（北部）と同等の仮置場の規模を想定します。

11 収集運搬（本編P31～32）

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、収集運搬能力や交通事情等を踏まえ、災害廃棄物を仮置場へ搬入する方法を決定します。被災者が仮置場へ搬入する場合、仮置場内で被災者に分別を指導します。

12 処理・処分（本編P33～36）

災害廃棄物は、種類に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を、環境センター及びエコフロンティアかさま（以下「各処理施設」という。）で行い、再生利用、最終処分しますが、各処理施設で処理しきれない場合には、他市町村への支援要請や処理事業者への委託による処理・処分を行います。

また、災害廃棄物は、各処理施設の余力で処理することになりますので、各処理施設の災害廃棄物の処理可能量を推計します。

<焼却施設における災害廃棄物処理可能量（推計）>

焼却施設における処理可能量は、13,266 トンです。

	エコフロンティアかさま ごみ焼却処理施設	笠間市環境センター ごみ焼却処理施設
既存の焼却施設	638 トン/年	12,628 トン/年

<破碎施設における災害廃棄物処理可能量（推計）>

破碎施設における処理可能量は、8,180 トンです。

	笠間市環境センター 粗大ごみ処理施設
既存の粗大ごみ処理施設	8,180 トン/年

1 3 適正処理が困難な廃棄物等への対応（本編 P 3 7～3 8）

危険物、有害廃棄物、処理困難な廃棄物等は、生活環境保全及び作業環境安全の観点から、他の災害廃棄物と分けて保管し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理します。

1 4 損壊家屋等の解体撤去（本編 P 3 9～4 0）

損壊家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合は、所有者の意思を確認した上で適切な対応を行うものとします。

1 5 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理（本編 P 4 4～4 7）

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の処理施設で処理を行い、避難者数及び避難所の設置数・場所に基つき、収集ルートを決め、収集運搬を迅速に開始できるようにします。

災害時には、停電や断水、下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、し尿が多く発生することが想定されます。災害時におけるし尿発生量の推計は、49 kL/日になります。

<災害時におけるし尿の発生量（推計）>

	災害前(収集量)	災害時
し尿発生量	6.8kL/日	49kL/日